

別表1 「農業及び食料関連産業の経済計算」の推計範囲

区 分		対応する平成27年（2015年） 産業連関表・基本分類（行）	品 目 名
農 林 漁 業	農 業	「別表2 「農業の経済計算」の推計範囲」を参照	
	林 業 (特用林産物)	特用林産物（狩猟業を含む。）の うち食用分	きのこ類（しいたけ、なめこ、えのきたけ、 ひらたけ、まつたけ等）、山林原野で採取し た果実（くり・くるみ）、山菜、薬草、野生 鳥獣
	漁 業	海面漁業、海面養殖業のうち食用 分、内水面漁業・養殖業のうち食用 分	魚類、えび類、かに類、貝類、いか類、海藻 類、種苗、養殖魚種の在庫増減等
関 係 製 造 業	食 品 製 造 業	「別表3 「食品製造業の経済計算」の推計範囲」を参照	
	資 材 供 給 産 業	製氷、飼料、有機質肥料（別掲を除 く。）、綱・網、化学肥料、農薬、 刃物・道具類のうち農業用器具	製氷、飼料（配合飼料、ペット用飼料、単体 飼料）、有機質肥料、漁網、化学肥料（窒素 質・りん酸質肥料、複合肥料等）、農薬（殺 虫剤、殺菌剤、除草剤等）、農業用器具（く わ、すき、かま、農業用はさみ等）
関 連 投 資		農業用機械、食品機械・同装置、鋼 船のうち漁船、その他の船舶のうち 漁船、河川・下水道・その他の公共 事業のうち漁港・沿岸漁場整備、農 林関係公共事業のうち土地改良	農業用機械（動力耕うん機、農業用トラク タ、噴霧器、田植機、農業用乾燥機、コンバ イン、飼料機器機、農業用機械の部分品 等）、食品機械・同装置（穀物処理機械、製 パン・製菓機械、醸造用機械、牛乳加工・乳 製品製造機械、肉製品・水産製品製造機械、 食品機械の部分品等）、漁船、漁港・沿岸漁 場整備、土地改良
関 連 流 通 業		上記産業の商品（輸入を含む。）の 取引に伴う商業マージン（卸売、小 売）及び国内貨物運賃（鉄道貨物輸 送、道路貨物輸送、沿海・内水面貨 物輸送、港湾運送、国内航空貨物輸 送、貨物利用運送、倉庫）	
外 食 産 業		飲食店、持ち帰り・配達飲食サービ ス	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん 店、すし店、酒場、ビアホール、バー、 キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、ハン バーガー店、持ち帰り飲食サービス、配達飲 食サービス等